

熊本県リスクリング応援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、労働者の能力開発を通じた人材育成に取り組む県内中小企業者等に対し、予算の範囲内においてリスクリング応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、労働者の能力開発を通じた人材育成に要する経費の一部を補助することにより、県内中小企業者等の生産性を向上させ、賃上げ環境整備を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 熊本県内に事業所があること。

(2) 次のアからコまでのいずれかに該当する者

ア 別表に掲げる業種分類のいずれかに属する業務を主たる事業として営み、かつ、当該業種分類ごとに同表に定める要件に該当する者

イ 医療法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者

ウ 社会福祉法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者

エ 学校法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者

オ 商工会、都道府県商工会連合会及び商工会議所であって常時使用する従業員の数が100人以下の者

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定される中小企業団体であって常時使用する従業員の数が、その団体の主たる業種をアの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者

キ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって常時使用する従業員の数が、その組合又は連合会の主たる業種をアの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者

ク 一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人及び公益社団法人であって常時使用する従業員の数が、その法人の主たる業種をアの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者

ケ 特定非営利活動法人であって常時使用する従業員の数が、その法人の主たる業種をアの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者

コ 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約又は規則等を有し、代表者が置かれ、かつ事務局の組織が整備されている任意団体であって常時使用する従業員の数が、その団体の主たる業種をアの業種分類で分類した際に当該従業員規

模以下の者

- (3) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金等の交付を受け、又は受けようとする事。）をした事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (8) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (10) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等、補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象事業者がその受講費等を支払う教育訓練であって、別に定める期間内に実施するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国や地方公共団体の経費補助を受ける教育訓練を除く。

- (1) 補助対象事業者が雇用し、熊本県内の事業所で勤務する労働者（事業主本人が業務に従事している場合は、当該事業主本人を含む。以下同じ。）に対して、実訓練時間数10時間未満（eラーニングによる教育訓練（情報通信技術を活用し、受講管理のためのシステム等により進捗管理を行うものをいう。以下同じ。）及び通信制による教育訓練（郵送等により、教材、補助教材等を受講者に提供し、設問回答、添削指導、質疑応答等を行うものをいう。以下同じ。）の場合は、標準学習時間数10時間未満又は標準学習期間1か月未満）、かつ、国の人材開発支援助成金の対象外である外部教育訓練を受講させるもの。
- (2) 補助対象事業者が雇用し、熊本県内の事業所で勤務する労働者のうち、育児休業

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいう。以下同じ。)期間中の者が、実訓練時間数10時間未満(eラーニングによる教育訓練及び通信制による教育訓練の場合は、標準学習時間数10時間未満又は標準学習期間1か月未満)、かつ、国の人材開発支援助成金の対象外である外部教育訓練を自らの意思で受講するもの。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のとおりとする。ただし、補助金の申請日までに支払ったものに限る。

- (1) 受講費 教育訓練実施機関に支払う受講料等
 - (2) 教材費 教育訓練に必要となる教材に係る費用
 - (3) 材料費 教育訓練に必要となる材料に係る費用
 - (4) その他 知事が必要と認める費用
- 2 交付する補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 補助金の補助限度額は、第4条第1号の事業については、1事業者あたり50万円、同条第2号の事業については、1事業者あたり15万円とする。
- 4 消費税額、地方消費税額及び振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、この提出をもって規則第13条の実績報告書の提出に代える。

- 2 規則第3条第2項及び第13条の書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、第3号は、第4条第2号に該当する場合に限る。
- (1) 事業報告書兼収支精算書(別記第2号様式)
 - (2) 受講者名簿(別記第3号様式)
 - (3) 育児休業中の教育訓練受講に係る申立書(別記第4号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金の交付申請は、原則、教育訓練が終了した日の翌日から起算して3か月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 4 知事が指定する電子申請システムを利用して申請を行う場合は、当該電子申請をもって交付申請があったものとみなす。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定及び補助金額の確定をするものとする。

- 2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、規則第6条及び第14条の規定により別記第5号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第16条第1項の請求書は別記第6号様式によるものとする。

2 知事が指定する電子申請システムを利用して請求を行う場合は、当該電子申請をもって請求書の提出があったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象事業者の条件を満たさないとき。

2 交付決定の取消しにより補助対象事業者に損害が生じた場合であっても、知事は損害の責めを負わないものとする。

(検査及び報告)

第11条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助対象事業者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助対象事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和8年5月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条第2号ア関係）

業種分類	要件
1 製造業（5を除く。）、建設業、運輸業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主
2 卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人事業主
3 サービス業（6、7を除く。）	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人事業主
4 小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社若しくは個人事業主
5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社若しくは個人事業主
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主
7 旅館業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社若しくは個人事業主
8 その他の業種（上記以外）	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主

年 月 日

熊本県知事 様

(住 所)
(申請者)
(代表者の役職・氏名)

年度熊本県リスクリング応援補助金交付申請及び実績報告書
年度熊本県リスクリング応援補助金の交付を受けたいので、金 円を交
付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県リスクリング応援補助金交付要
項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業報告書兼収支精算書（別記第2号様式）
- 2 受講者名簿（別記第3号様式）
- 3 育児休業中の教育訓練受講に係る申立書（別記第4号様式）
- 4 その他

熊本県リスクリング応援補助金事業報告書兼収支精算書

◆申請者

(1)申請者の名称

カ	ナ	
名	称	

(2)代表者の役職・氏名

役	職	
氏	名	

(3)所在地

郵便番号	
住所	

(4)資本金または出資金の額

	円
--	---

(5)従業員数（申請時点）

	人
--	---

(6)主たる事業（プルダウンから選択）

--

※あてはまる事業がない場合は、「その他」を選択してください。

(7)事業内容

--

(9)担当者

所	属	
氏	名	
電	話	番
メ	ー	ル

※申請内容等についてお尋ねする場合、こちらに記載された連絡先にご連絡します。
 ※行政書士または行政書士法人が代理申請する場合は、当該代理者の連絡先をご入力ください。

◆受講した教育訓練の内容

(1)受講した教育訓練の主催者

住	所	
名	称	

(2)受講した教育訓練の種類（プルダウンから選択）

--

(3)受講した教育訓練の内容

名	称	
---	---	--

訓練時間数等	
--------	--

受	講	日		年		月		日	から
---	---	---	--	---	--	---	--	---	----

		年		月		日	まで
--	--	---	--	---	--	---	----

受講人数 人

受講目的

訓練内容

習得した知識・技能・資格等

◆収支精算書

(1) 支出 (税抜)

区 分	精算額	内 訳 等
受 講 費		
教 材 費		
材 料 費		
そ の 他 ※		
合 計		※「その他」には、あらかじめ県に確認済みの経費のみ記入できます。

この申請以前に別の訓練について既に申請している場合 (今回は初申請の場合は回答不要)

既申請数 件 既申請額計 円

(2) 補助金申請額

対象経費計 円 × 3/4 = 円

(3) 収入 (税抜)

区 分	精算額	内 訳 等
補 助 金		(2)より
事業者負担		※この金額を事業者が負担していること。
合 計		

◆今後の受講予定

この補助金は上限額に達するまで何度でも活用できます。今回の申請以降に、本補助金を活用する予定がある場合は記入してください。ただし、令和9年2月15日までの受講に限ります。なお、予算がなくなり次第、申請受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。

No.	受講予定日	訓練内容
1	令和 年 月 日	
2	令和 年 月 日	
3	令和 年 月 日	
4	令和 年 月 日	
5	令和 年 月 日	

◆誓約事項

下記の該当する項目に「✓」を付けてください。すべてに該当しない申請者は補助対象外となります。

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している。
- 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする事。）をした事業者でない。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でない。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てを行っていない。
- 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でない。
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではない。
- 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がない。
- 上記教育訓練について、国や地方自治体から本補助金以外の経費補助を受け取らない（予定を含む）。

◆備考欄

※申請内容について補足・追記等があればこちらに記載してください。

本書のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

熊本県知事 様

(申請者名)

受講者名簿

(申請事業者名)

番号	所属部署	役職名	氏名	年代	勤続年数	勤務する市町村	現在従事している業務内容
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※年代及び勤続年数は、申請日時点で記入すること。

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊本県知事 印

年度熊本県リスクリング応援補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本県リスクリング応援補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条及び第14条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

別記第6号様式（第9条関係）

年度熊本県リスクリング応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県リスクリング応援補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県リスクリング応援補助金交付要項第9条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払先

金融機関名 銀行() 支店()
(コード番号)

預金種目 普通 当座 ※いずれかに○を付けてください。

口座番号

口座名義

口座名義カナ

年 月 日

(住所)
(申請者)
(代表者の役職・氏名)

熊本県知事 様

書類の提出方法		
書類発行責任者	氏名：	電話番号：
担当者	氏名：	電話番号：